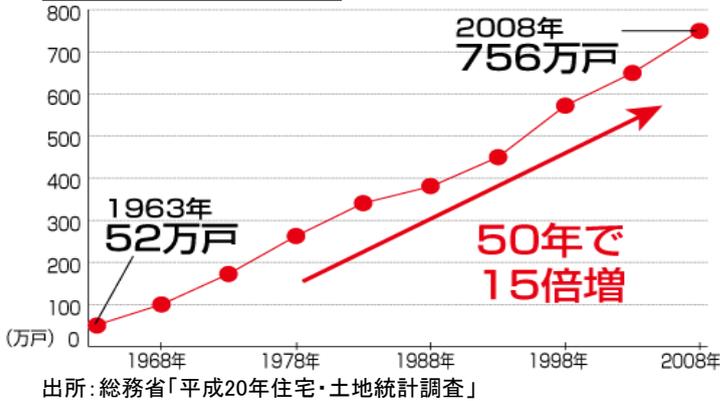


空き家等の適正管理に関する条例

経済的事情や少子高齢化等の理由により、全国的に空き家が増加しています。(下図はその推移)

全国の空き家数の推移



様々な事情から所有者による適正な管理が行われず、建物の破損、草木の繁茂、害虫の発生ばかりか、侵入者による犯罪発生を誘発するなど、地域の安全が脅かされる例もあり、対策が求められるようになりました。県内では所沢市、ふじみ野市、川島町で空き家対策条例がつくられています。

北部地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を進めるとともに、経費削減を図っていくことが目的で導入されている制度です。(川越市では30の施設で導入)

指定管理者制度については、昨年9月の一般質問でも、指定管理者へのチェック体制が不十分であることを指摘しましたが、今回議案に上がっている北部地域ふれあいセンターも、東部地域ふれあいセンターとともに、指定管理者として地域住民が組織をつくり(現在はNPO法人を取得)、管理運営を行う住民管理方式をとっている施設です。

今回、現在指定管理契約を結んでいるNPO法人と平成30年までの再契約を結ぼうとする議案に対して、主に「なぜ同法人と再契約しようと考えたのか」という部分について質疑しました。

当初、議案審査する上で事業報告書等の資料提供も無かったため、委員会の中で指摘し、途中で資料要求をしながらの質疑となりました。(別談:この施設関連の決算書だけで何種類もあり、全体を見渡せる書類がそもそも存在しませんでした。こうした問題点については別途指摘しました。)

市としては、常勤職員を減らし臨時職員を増やすことで人件費を減らせている現状や、地域全体



今回の条例では、所有者等の責務を定めた他、空き家等の情報提供、管理不全の空き家に関わる調査、指導、勧告及び公表について規定されています。(行政代執行の規定はありません。)

私が質疑をしたのは主に2点。1点目は、この条例案では、所有者の所在不明、音信不通等々の場合は、これまで同様解決に結びつかないのではないかという点です。

2点目は、川越市には類似の条例といえる「空き地の環境保全に関する条例」がある点です。制定理由も、規定も似通っており、他市にも同様の例があることから、条例改正で一つにまとめるどうかと指摘しました。

答弁では、代執行についても含めどちらも今後の検討課題としたいとのことでした。状況によっては早期の条例改正もありえるとの答弁もあり、条例施行後を注視していきます。

一方、軽度のご近所トラブルでも、行政が介入しなければ解決できない事案が増えていることには、別に問題を感じています。



で行うイベントの企画や地域のコミュニティ形成に貢献している点を評価しているとのことでした。

もし、この管理体制が評価できるのであれば、公民館や市民センター他の類似施設でも取り入れるべきで、指定管理者による住民管理方式でなくても出来ることだと指摘しました。

一方、同施設では、開設当初から施設利用料を窓口で支払うことができず、基本的に振込みの形をとっています。利用者から苦情があっても一向に改善されず現在に至っています。しかも、市側からの指導の様子もうかがえず、公民館等と比べると、かえって利用しにくい施設になっています。

利便性の向上に向け、**利用料の窓口払い**については、**来年度(4月)から実施**という指導が後日されたとのことですが、今後も住民管理方式の利点を追求し、同法人でも自主的な運営改善ができるよう、市の指導状況をさらに注視します。



ぐはは当
規資1施
模源0設
で化0の
すセk太
ンw陽
°タと光
市発
に内電
次で量